

議案第 21 号

橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたので、議会の議決を求める。

平成 30 年 2 月 13 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

橋本市国民健康保険税条例(平成18年橋本市条例第73号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(課税額) 第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合計額とする。 (1) 基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。)の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による介護保険(以下この条において「介護保険」という。)に充てたるための国民健康保険税の課税額を除く。)に充てたるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。) (2) 後期高齢者支援金等課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てたるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。) (3) 介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てたるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)	(課税額) 第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金の納付に要する費用を除く。)に充てたるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)及び後期高齢者支援金等課税額(国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てたるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てたるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。))の合算額とする。

いう。以下同じ。)

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合には、基礎課税額は、54万円とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。

4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合には、介護納付金課税額は、16万円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る資産割額)

第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額(以下「固定資産税額等」という。))に100分の18.7を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所屬者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するもの)をいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する月(以下この号において「特定月」という。))以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。))及び特定継続世帯(特定同一世帯所屬者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後

2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合には、基礎課税額は、54万円とする。

3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は19万円とする。

4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。))である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合には、介護納付金課税額は、16万円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る資産割額)

第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の28を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所屬者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するもの)をいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。))以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。))及び特定継続世帯(特定同一世帯所屬者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経

後 8 年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第 3 号、第 7 条の 3 及び第 23 条において同じ。)以外の世帯 21,600 円 (2)・(3) 略 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等の資産割額) 第 7 条 第 2 条第 3 項の資産割額は、当該年度分の<u>固定資産税額等に 100 分の 5.4 を乗じて算定する。</u> (介護納付金課税被保険者に係る資産割額) 第 9 条 第 2 条第 4 項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の<u>固定資産税額等に 100 分の 5.0 を乗じて算定する。</u> (特例対象被保険者等に係る申告) 第 24 条の 2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所屬者が特例対象被保険者等である場合には、当該納税義務者は、離職理由その他の事項で市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。 2 前項の申告に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和 50 年労働省令第 3 号)第 17 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する雇用保険受給資格者証の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。	過する月の翌月から特定月以後 8 年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第 3 号、第 7 条の 3 及び第 23 条において同じ。)以外の世帯 21,600 円 (2)・(3) 略 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等の資産割額) 第 7 条 第 2 条第 3 項の資産割額は、当該年度分の<u>固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に 100 分の 8.0 を乗じて算定する。</u> (介護納付金課税被保険者に係る資産割額) 第 9 条 第 2 条第 4 項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の<u>固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に 100 分の 7.40 を乗じて算定する。</u> (特例対象被保険者等に係る申告) 第 24 条の 2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所屬者が特例対象被保険者等である場合には、当該納税義務者は、離職理由その他の事項で市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。 2 前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、<u>雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和 50 年労働省令第 3 号)第 17 条の 2 第 1 項第 1 号に規定するものをいう。)</u>その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類を提出しなければならない。
--	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の橋本市国民健康保険税条例の規定は、平成 30 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 29 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。